

## 平成30年度における内部監査班の設置について

宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する内部監査実施要綱第2条の規定に基づき、下記の通り平成30年度の内部監査班を設置する。

○宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する内部監査実施要綱第2条

(内部監査班)

第2条 内部監査班は、理事長が指名する職員若干名をもって組織する。

2 内部監査班に班長及び副班長を置く。

3 班長は理事長が任命し、副班長は班長が指名する。

### 【内部監査班】(理事長が指名)

(班長) ※理事長が任命

学務課長 山本 伸一

(副班長) ※班長が指名

学務課長補佐 宮畑 康美

(班員3名)

- (1) 学務課・教務係長 赤澤 央臣
- (2) 企画総務課・総務係長 河野 美紀
- (3) 企画総務課・企画係・主査 上田 理加

※ 監査の対象が公的研究費という状況を踏まえ、決裁等で研究費執行に関わる職員は班員には含まないこととする。

### ○内部監査班が実施する業務内容について

- (1) 年度内部監査計画の策定に関すること。
- (2) 内部監査の実施に関すること。
- (3) 内部監査報告書の作成及び理事長への報告に関すること。
- (4) その他内部監査に関し必要な業務。